

5月26日（火）

平成 21 年 5 月 26 日 (火 曜 日)

午前 10 時 0 分開会

出席議員 (42 名)

- 5 番 松 田 勝 則 (愛みやざき)
- 6 番 岡 師 博 規 (同)
- 8 番 河 野 安 幸 (自由民主党)
- 9 番 山 下 博 三 (同)
- 10 番 黒 木 正 一 (同)
- 11 番 松 村 悟 郎 (同)
- 12 番 中 村 幸 一 (同)
- 13 番 前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太 田 清 海 (同)
- 16 番 外 山 良 治 (同)
- 17 番 西 村 賢 (愛みやざき)
- 18 番 武 井 俊 輔 (同)
- 19 番 横 田 照 夫 (自由民主党)
- 20 番 十 屋 幸 平 (同)
- 21 番 押 川 修 一 郎 (同)
- 22 番 外 山 衛 (同)
- 23 番 宮 原 義 久 (同)
- 26 番 田 口 雄 二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新 見 昌 安 (同)
- 29 番 満 行 潤 一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 水 間 篤 典 (自由民主党県民の会)
- 31 番 濱 砂 守 (同)
- 33 番 星 原 透 (自由民主党)
- 34 番 丸 山 裕 次 郎 (同)
- 35 番 黒 木 覚 市 (同)
- 36 番 中 野 一 則 (同)
- 38 番 井 本 英 雄 (同)
- 39 番 井 上 紀 代 子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権 藤 梅 義 (同)
- 41 番 長 友 安 弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 徳 重 忠 夫 (自由民主党県民の会)
- 46 番 坂 口 博 美 (自民党鳳凰の会)
- 47 番 蓬 原 正 三 (自由民主党)
- 48 番 野 辺 修 光 (同)
- 49 番 萩 原 耕 三 (同)
- 50 番 緒 嶋 雅 晃 (同)
- 51 番 米 良 政 美 (同)

52 番 外 山 三 博 (自由民主党)

53 番 福 田 作 弥 (同)

欠席議員 (1 名)

32 番 中 野 廣 明 (自由民主党)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | | |
|-----------------|-----------|--|
| 知 事 | 東国原 英 夫 | |
| 副 知 事 | 河 野 俊 嗣 | |
| 県 民 政 策 部 長 | 高 山 幹 男 | |
| 総 務 部 長 | 山 下 健 次 | |
| 福 祉 保 健 部 長 | 宮 脇 和 寛 | |
| 環 境 森 林 部 長 | 吉 瀬 和 明 | |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 渡 邊 亮 一 | |
| 農 政 水 産 部 長 | 伊 藤 孝 利 | |
| 県 土 整 備 部 長 | 山 田 康 夫 | |
| 会 計 管 理 者 | 長 友 秀 隆 | |
| 企 業 局 長 | 日 高 幸 平 | |
| 病 院 局 長 | 甲 斐 景 早 文 | |
| 財 政 課 長 | 西 野 博 之 | |
| 教 育 委 員 長 | 大 重 都 志 春 | |
| 教 育 長 員 | 渡 辺 義 人 | |
| 公 安 委 員 | 野 中 玄 雄 | |
| 警 察 本 部 長 | 相 浦 勇 二 | |
| 人 事 委 員 長 | 黒 木 奉 武 | |
| 代 表 監 査 委 員 | 城 倉 恒 雄 | |

事務局職員出席者

- | | | |
|-------------|---------|--|
| 事 務 局 長 | 濱 砂 公 一 | |
| 事 務 局 次 長 | 岡 田 英 治 | |
| 総 務 課 長 | 渡 邊 靖 之 | |
| 議 事 課 長 | 富 永 博 章 | |
| 政 策 調 査 課 長 | 日 高 正 憲 | |
| 議 事 課 長 補 佐 | 福 嶋 清 美 | |
| 議 事 担 当 主 幹 | 日 高 賢 治 | |
| 議 事 課 主 査 | 山 中 康 二 | |
| 議 事 課 主 査 | 前 田 陽 一 | |

◎ 開 会

○中村幸一議長 これより平成21年 5月臨時県議会を開会いたします。

ただいまの出席議員42名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎ 議席の一部変更

○中村幸一議長 この際、議席の一部を変更いたします。

各議員の議席は、会議規則第5条第1項の規定により、ただいま御着席のとおり指定いたします。

◎ 会議録署名議員指名

○中村幸一議長 会議録署名議員に、丸山裕次郎議員、高橋透議員を指名いたします。

◎ 議会運営委員会審査結果報告

○中村幸一議長 まず、今期臨時議会の会期日程に係る議会運営委員会の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、十屋幸平副委員長。

○十屋幸平議員〔登壇〕 中野廣明委員長が欠席のため、委員長にかわりまして御報告をいたします。

去る5月21日に、閉会中の議会運営委員会を開き、本日招集されました平成21年 5月臨時県議会の会期日程等について協議をいたしました。

今臨時会に提案されます知事提出議案は、条例2件であります。これら提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査をいたしました結果、会期については本日1日とすることを決定いたしました。

会議日程は、お手元に配付されております日

程表のとおりで、確認決定いたしました。

まず、議案の上程、知事の提案理由説明が行われます。次に、議案の所管常任委員会への付託を行います。本会議の休憩中に常任委員会を開催し、本会議再開後に、付託された議案の審査結果報告から採決までを行います。

議員各位におかれましては、議会運営に特段の御協力をいただきますようお願いいたします。

以上で当委員会の報告を終わります。〔降壇〕

○中村幸一議長 議会運営委員会の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 会期決定

○中村幸一議長 会期についてお諮りいたします。

今期臨時会の会期は、ただいまの議会運営委員会の報告のとおり、本日1日とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、そのように決定いたします。

本日の日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。〔巻末参照〕

◎ 議案第1号及び第2号上程

○中村幸一議長 次に、お手元に配付のとおり、知事より議案第1号及び第2号の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。

〔巻末参照〕

◎ 知事提案理由説明

○中村幸一議長 ここで、知事に提案理由の説

明を求めます。

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 平成21年5月臨時県議会の開会に当たりまして、ただいま提案いたしました議案の御説明に先立ち、1点御報告させていただきます。

新型インフルエンザ対策についてであります。国外で発生した新型インフルエンザは、今月16日に国内で感染が確認されて以来、感染者数は増加の一途をたどっております。県といたしましては、WHO（世界保健機関）がフェーズ4、ヒトからヒトへの感染拡大を宣言した段階で、私が本部長となる新型インフルエンザ総合対策本部を設置するとともに、宮崎県新型インフルエンザ対策行動計画に基づきまして、発熱相談センターによる24時間の相談受け付けを初め、発熱外来の設置や、関係医療機関への抗インフルエンザウイルス薬及び防護服等の配付など、県内における感染の発生に備えた対応に全力を挙げて取り組んできたところであります。

今後、急速な感染拡大も懸念されますことから、県議会を初め、県民の皆様や学校、事業所等の御協力をいただきながら、感染防止対策が速やかに実施できるよう、国の対応レベル状況も踏まえた着実な準備に努めるとともに、蔓延期に備えまして、医師会等と連携し、医療提供体制のさらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

それでは、議案の概要について御説明申し上げます。

まず、議案第1号は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。

これは、去る5月12日に行われました人事委員会の報告等を踏まえ、平成21年6月に支給される一般職の職員の期末・勤勉手当、いわゆる

ボーナスの一部凍結等を行うための条例の改正であります。

次に、議案第2号は、議会の議員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例であります。

これは、平成21年6月期に支給される国の特別職の期末手当等が一部凍結される状況を踏まえ、これに準じて本県特別職の期末手当の一部凍結を行うための条例の改正であります。

以上、今回提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○中村幸一議長 知事の説明は終わりました。

◎ 議案第1号及び第2号委員会付託

○中村幸一議長 今回提案されました議案第1号及び第2号について、質疑の通告はありません。

当該議案は、お手元に配付の付託表のとおり、関係の委員会に付託いたします。

ここで、常任委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前10時6分休憩

午後2時30分開議

◎ 常任委員長審査結果報告

○中村幸一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第1号及び第2号を一括議題といたします。

ただいまから常任委員長の審査結果報告を求めます。総務政策常任委員会、高橋透委員長。

○高橋透議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、

議案第1号及び議案第2号の2件であります。

慎重に審査をいたしました結果、議案第1号については賛成多数で、議案第2号については全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第1号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

今回の改正は、5月12日に行われました人事委員会からの報告及び勧告を踏まえまして、平成21年6月に支給される一般職職員の期末手当及び勤勉手当の一部凍結等を行うため、職員の給与に関する条例について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第2号「議会の議員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」についてであります。

今回の改正は、平成21年6月に支給される国の特別職の期末手当等が一部凍結される状況を踏まえまして、これに準じて、県議会議員及び知事、副知事等の特別職に支給される期末手当の一部凍結を行うため、関係条例について所要の改正を行うものであります。

このことについて、複数の委員より、「手当の減額等については、従来どおり1年程度の基礎データをもとに判断すべきであり、法令上は期間の定めがないにもかかわらず、今回のような不十分なデータで判断をされたことは性急過ぎたのではないか。深刻な経済状況の中で、県だけで13億円余の手当が支給されないことや、今後市町村を含めた影響を考えると、凍結を見送る九州4県の状況も分析して、慎重に判断すべきではなかったのか」との意見が出されました。

次に、「北朝鮮の核実験に抗議し、核開発の即時中止を求める決議」についてであります。

当委員会といたしましては、今回の北朝鮮の核実験に抗議し、次の決議案の提出を全会一致で決定したところであります。

その案文は以下のとおりであります。

核兵器の廃絶は人類共通の悲願であり、国際社会では、その実現に向けて不断の努力が重ねられているところである。

このような中で、平成21年5月25日、北朝鮮は地下核実験を実施したと発表した。

かかる北朝鮮の行為は、平成18年10月14日の国連安保理決議第1718号に明確に違反するものであり、核兵器不拡散条約を無視し、日朝平壤宣言や6者会合の共同声明にも違反するものである。

本年4月には、我が国を含む関係各国が自制を求めたにもかかわらず、北朝鮮は、安保理決議に違反するミサイル発射を強行したが、これは国際社会への重大な挑戦であり、安保理議長声明が出されるなど、国際的非難を強く浴びたばかりである。

このような北朝鮮の国際社会の警告を無視した暴挙は、唯一の被爆国である我が国のみならず、北東アジア及び国際社会の平和と安全を著しく害するものであり断じて容認できない。

よって、本県議会は、北朝鮮による核実験に対し厳重に抗議するとともに、政府においては、日本人拉致問題等も含め厳しい制裁措置を行い、直ちに全ての核兵器や既存の核計画を放棄させるために、国際社会と連携を図り、国連安全保障理事会において厳正な対処がなされるよう強く求めるものである。

以上、決議する。

この決議の取り扱いについて、議長において

よろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○中村幸一議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○中村幸一議長 これより討論に入ります。

討論についての発言時間は、1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 日本共産党の前屋敷恵美でございます。

議案第1号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、反対の立場から討論いたします。

県は、県職員の夏季一時金、いわゆる夏季ボーナスについて、県人事委員会の、0.2カ月分を凍結する人事院勧告を踏まえ、一部凍結を検討する必要があるとする報告を受けて、人事院勧告に準じる形で、ことし6月に支給される一般職職員の期末手当及び勤勉手当の一部凍結、削減を行うとしています。

今回の人事院勧告は異例の臨時勧告で、県が勧告どおり実施すれば、一般職の平均で約7万4,000円減額されることが試算され、総額12億300万円に上る影響とされています。さらに、県の引き下げ実施を踏襲した県内各市町村での完全実施により、一般職職員で7億9,300万円の影響が及ぶと試算されており、県内の地域経済に及ぼす影響は深刻です。

公務員は労働基本権が剥奪されているため、人事院が民間の賃金を調べて例年8月に勧告を出しており、前倒しで減額を勧告するのは、人事院勧告制度がスタートして以来、初めてのことです。人事院が、既に決まっていた公務員の夏季一時金をカットする勧告を出したことは、内需拡大による景気回復に逆行し、労働基本権剥奪の代償機関としての役割を投げ捨てるものであり、ルール無視も甚だしいと言わなければなりません。

しかも、景気悪化を背景にした民間水準に引き下げを図るとしながら、その調査は極めて不十分。通常の4分の1程度のものでしかなく、人事院の谷総裁自身が国会で、「全体を反映したかといえば、そうではない」と認めています。そのことは県の人事委員会にも言えることです。

今回、新聞報道によると、鹿児島県が、「支給額未定の企業が多く状況把握が困難」と判断するなど、九州4県を含む全国11の県で勧告を見送ることが明らかにされていますが、今こそこうした独自の冷静な判断が必要なのではないでしょうか。

公務員の一時金削減は、これから決定する民間企業にマイナスの影響を及ぼしかねず、春闘真っ最中の民間企業の賃金を抑え込み、賃金の引き下げ競争に拍車をかけることになります。また、審議が始まる地域別最低賃金改定にも冷や水を浴びせることにもなります。さらに、公務員だけ据え置きでいいのかなどと、民間と公務員を対立させるようなことは許されません。

ましてや、今、政府が、内需拡大による景気回復が求められるとして補正予算を出し、その審議の真っ最中に、内需を冷やす一時金削減をあえて前倒しで行う道理はどこにもありません。

ん。深刻な景気悪化の中、家計を応援し、内需主導経済に切りかえるときに、給与の削減は、消費低迷と景気悪化の悪循環を加速させることにしかならず、今回の県職員の夏季一時金削減は認められないことを表明して、討論といたします。以上です。〔降壇〕

○中村幸一議長 以上で討論は終わりました。

◎ 議案第1号採決

○中村幸一議長 これより採決に入ります。

まず、議案第1号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村幸一議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第2号採決

○中村幸一議長 次に、議案第2号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議員発議案送付の通知

○中村幸一議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

平成21年 5月26日

宮崎県会議長 中村 幸一 殿

提出者 総務政策常任委員長 高橋 透
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

北朝鮮の核実験に抗議し、核開発の即時中止を求める決議

◎ 議員発議案第1号追加上程、採決

○中村幸一議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、そのように決定いたします。

本案については、会議規則第39条第2項及び第3項の規定により、説明、質疑及び委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第1号についてお諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 閉 会

○中村幸一議長 以上で、今期臨時議会の議事はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成21年 5 月臨時県議会を閉会いたします。

午後 2 時41分閉会